

特集 《特許権侵害訴訟》

特許権に基づく差止請求権の制限 について海外の法制度との比較



弁護士（元知的財産高等裁判所長） 設楽 隆一

要 約

本稿は、特許法上の差止請求について、民法上の権利濫用法理が適用される範囲を明確化する規定の特許法に設けることを検討対象とする。このような改正により、裁判所が民法の権利濫用法理を適用する場合の高すぎるハードルを解消し、また、全体として、特許権を弱める方向ではなく、訴えの提起等の特許権の行使をよりスムーズにし、裁判所の判断がよりプロパテントになり、結果として産業の発達に資することを目的とする。

具体的には、① PAE（NPE・非実施主体）による差止請求、② FRAND 条件でライセンスを受ける意思のある者に対する標準必須特許に基づく差止請求（FRAND 宣言をしていない標準必須特許も含む）、③多数の特許が実施されている技術的に高度かつ複雑な製品に対する、寄与度の低い特許に基づく差止請求、④同一の対象製品又は対象方法全体のうち、極めて少ない割合が侵害となる場合における、対象製品又は対象方法の全体に対する差止請求等を、差止請求が制限される例として例示列挙した上で、「侵害行為により特許権者が被っている不利益を考慮しても、差止により実施者が被る不利益が著しく大きいこと、及び実施者が侵害行為に至った経緯を総合的に比較衡量して、差止請求権の行使が特許権者の排他的実施権の行使として正当と認められない場合には、差止請求を制限することができる」等の立法をすることが検討される。

目次

1. はじめに
2. 諸外国の法制度及び判例について
 2. 1 米国
 2. 2 英国
 2. 3 ドイツ
 2. 4 中国
 2. 5 小括
3. 日本における裁判例
 3. 1 キルビー事件最判
 3. 2 アップル・サムスン大合議決定
 3. 3 Cu-Ni-Si 系合金事件（東京地判平成 27 年 1 月 22 日・平成 24 年（ワ）第 15621 号・裁判所ウェブサイト）
 3. 4 写真で見る首里城事件（那覇地判平成 20 年 9 月 24 日・平成 19 年（ワ）第 347 号）
 3. 5 小括
4. 個別類型についての検討
 4. 1 権利主張主体（Patent Assertion Entity：PAE）による差止請求について
 4. 2 権利者の受ける利益が、実施者の被る不利益と比較してごく僅かである場合
5. 立法の必要性及び方向性
6. まとめ

1. はじめに

特許法 100 条 1 項は、「特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」として、特許権等に基づく差止請求

権を規定している。

我が国においては、特許権に基づく差止請求権は、対象製品について特許権侵害が認められ、相手方が今後も対象製品を製造、販売、輸出等するおそれが認められれば、原則として認められるものであるため、侵害行為に対する強力な対抗手段である。

もっとも、一定の場合、例えば、①PAE (Patent Assertion Entity、権利主張主体)⁽¹⁾による差止請求、②標準必須特許に基づくホールドアップを引き起こす差止請求、③多数の特許が実施されている技術的に高度かつ複雑な製品に対する、寄与度の低い特許に基づく差止請求、④同一の対象製品又は対象方法全体のうち、少ない割合が侵害となる場合における、対象製品又は対象方法全体に対する差止請求等については、侵害行為により特許権者が被っている不利益を考慮しても、差止により相手方が被る不利益が著しいことを比較衡量して、差止請求権の行使が正当と認められない場合には、権利濫用法理により差止請求を制限すべきではないかということが議論されている⁽²⁾。

例えば、平成23年2月の特許制度小委員会では、民法上の権利濫用法理よりも広い対象をも制限し得る規定を特許法に置く案、民法上の権利濫用法理が適用されること（及び適用される範囲を明確化する）規定を特許法に置く案、民法上の権利濫用法理に委ねる案などが検討され、差止請求権の在り方について引き続き多面的な検討を行うことが適当であるとの指摘がなされた。

そして、令和2年7月度の特許制度小委員会の中間とりまとめでも、「差止請求権の行使は、権利濫用の範囲内で制限されるべきことについて異論はなかったが、具体的にどのような場合に権利濫用となるかについては、様々な要素を考慮しつつ、ケース・バイ・ケースで判断することが適当であるとの意見が多く出された。また、差止請求権の行使が権利濫用に当たる場合は制限される旨を特許法で規定することについては、それが特許権を弱めるというメッセージにつながりかねないこと…から、慎重な意見も見られた。こうした状況を踏まえ、特許法において差止請求権の行使に関する権利濫用の明文化については、上記のような懸念を払拭し、差止請求権の制限があくまで例外的なケースであることが明らかとなるような規定の仕方が法制上可能かどうかを含め、今後、引き続き検討していくことが適当である。」と議論が整理されている。

現行法の解釈として、特許権に基づく差止請求権について、特許法上これを一般的に制限する規定はないが、民法の一般原則である権利濫用の法理（民法1条3項）の適用があるというのが通説である。本稿は、民法上の権利濫用法理よりも広い対象をも制限し得る規定を特許法に置く案ではなく、民法上の権利濫用法理が適用される範囲を明確化する規定を特許法に置く案を検討対象とするものであり、特許権を弱めるものではなく、結果的に、特許権の行使をよりスムーズにすることを検討の目的とするものである。

現在の特許権侵害訴訟においては、これまでの裁判例をみると、裁判所は、標準必須特許に基づく侵害訴訟などを除いては、特許権侵害が認められる場合には、今後も実施を継続するおそれがあることを前提として、原則として差止請求を認めており、民法の一般原則である権利濫用法理を適用して、差止請求を否定した裁判例はほとんどないのが現状である（後記のキルビー最判は、特許法104条の3の創設によりその役割を果たし、現在ではその適用事例はない。）⁽³⁾。

筆者も裁判官として長年にわたり、特許権侵害訴訟を担当してきたが、同訴訟における差止請求について、上記の①、③及び④のようなケースにおいて、権利濫用法理を適用して差止請求を否定すべき場合があるものの、特許権侵害訴訟において権利濫用法理を認めることは、実務上相当にハードルが高いものと認識していた。その理由は、上記①、③及び④のようなケースについても、その前例となる裁判例が少ないことと、一般の民事通常事件においては、民法の権利濫用規定の適用は、きわめて例外的な場合にのみ許容される、すなわち、通常はその適用が認められない法理であると実務家の間では理解されているためである。

特許権侵害訴訟において、権利濫用が認められたのは、後記のとおり、キルビー事件の最三小判平12年4月11日（民集54巻4号1368頁）のような特許の無効が明白である場合、及びアップル・サムスン事件知財高裁大合議決定（知財高裁平成26年5月16日・判時2224号89頁、以下「アップル・サムスン大合議決定」という）のように、FRAND宣言がなされた標準必須特許の場合、その他極めて例外的な事例のみであり、これら以外の通常の特

許権侵害訴訟においては、権利濫用法理が認められず、原則として差止請求が認められていることが、実務家の一般的な認識といえよう。

本稿においては、特許権侵害訴訟における差止請求が権利濫用法理によって否定されるべき場合とはどのような場合か、また、権利濫用法理の適用について実務のガイドラインとなるような立法を特許法においてすべきかどうか、立法する場合には、どのような立法が相当であるかについて、日本のこれまでの裁判例、及び、海外の特に英米独中の判例⁽⁴⁾や特許法を比較検討し、この問題について、考察をすることにした。

なお、筆者は、2020年に特許権による差止請求権の行使と権利の濫用についての論考を既に公表しているところであるが⁽⁵⁾、その論考の発表後の2021年に、ドイツでも差止請求権の行使の制限を認める特許法の改正がなされた。そこで、本稿では、ドイツも含めた現在の各国の立法ないし判例の状況も踏まえて、改めて我が国の状況について検討することとする。

2. 諸外国の法制度及び判例について

2.1 米国

(1) 米国特許法第283条は、「…裁判所は、特許によって保障された権利の侵害を防止するため、衡平の原則に従って、裁判所が合理的であると認める条件に基づいて差止命令を出すことができる。」と規定している。

しかし、2006年5月15日のeBay最高裁判決(547U.S.388.)は、これまでの判例法に基づき、原審の連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の判決を取り消し、特許権に基づく差止請求は、衡平法上の救済であり、①原告が回復し難い損害を被ること、②その損害を補償するには、金銭による賠償等のコモンロー上可能な救済では不十分であること、③原告と被告が受ける苦難を比較すると、エクイティ上の救済手段が正当化されること、④終局的差止によって公益が害されないことの4要件の証明があるときには、裁判官の衡平法上の裁量をもって、特許権侵害行為の差止を命じることができると判示した。

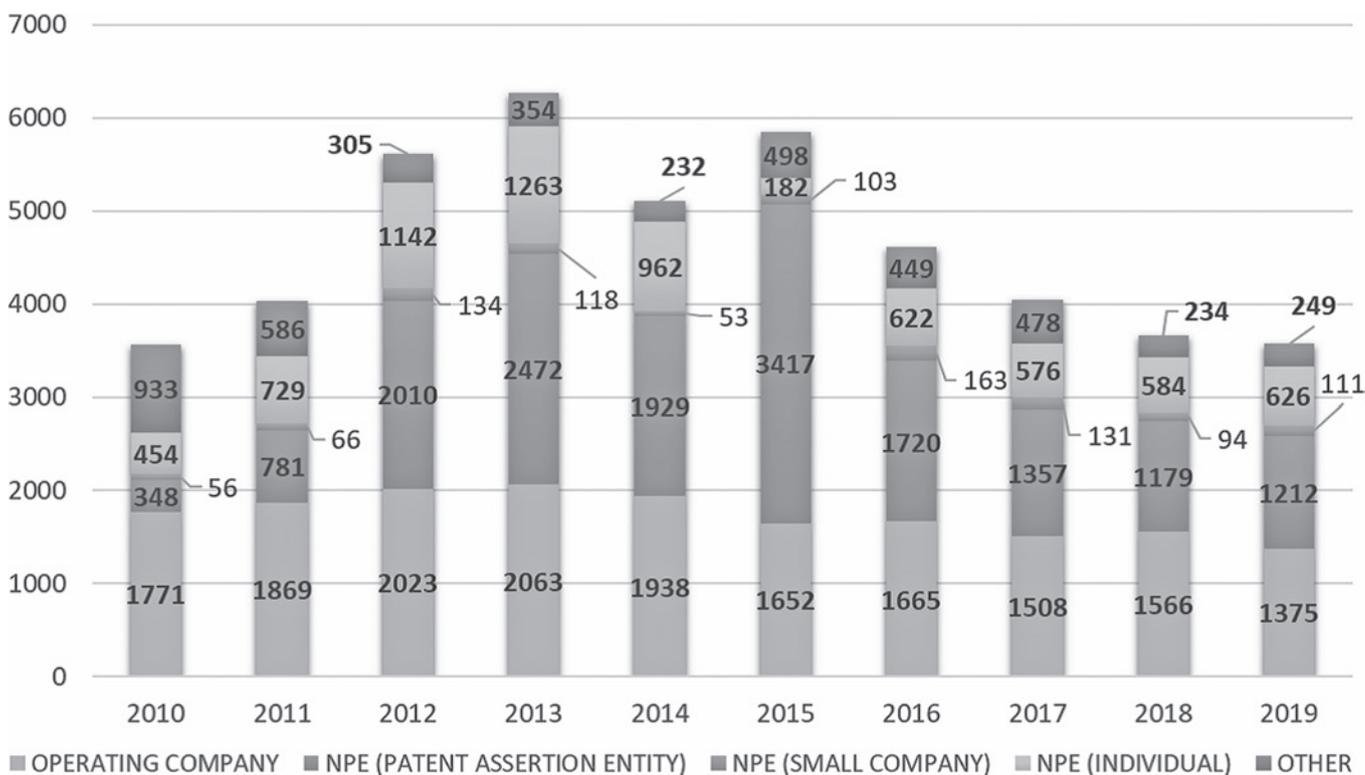
この事案では、地裁が、上記4要素テストに基づき、特許権者が実施をしていないことを理由に差止請求を否定したのに対し、連邦巡回控訴裁判所は、「特別な事情がない限り、特許侵害に対して終局的な差止命令を発行するのが一般的なルールである」として、地裁の決定を取り消した。これに対し、最高裁への上告が認められ、米国最高裁判所は、「特許侵害事件における終局的な差止命令は、原告が4要素テストを満たすことを示す場合にのみ発行される」との結論を示して、差止決定を認めた控訴裁判所の決定を取り消したが、地方裁判所が、伝統的な4要素テストに基づき、特許権者自身が特許発明を実施していないことのみを理由に差止命令を否定したことは誤りであること、大学の研究者や自作の発明者などの特許権者は、伝統的な4要素テストを満たすことができるかもしれないため、これら特許権者にその機会を一律に否定する根拠を見出し得ないことなどを判示した。

eBay最高裁判決が言い渡される前は、原審の連邦巡回控訴裁判所では、現在の日本の実務と同様に、特許法に基づき、特許権侵害が認められる場合には原則として差止請求を認めるべきとする判断が多かったため、最高裁判決は、原審判決を取り消した。同最高裁判決後の米国裁判例の分析は、知財管理「近年における終局的差止の容認基準(eBayの4要素テスト)に関する調査研究」(国際第1委員会)⁽⁶⁾などに詳しい。これによれば、①「回復し難い損害」については、特許製品の売上の低下と侵害との関係の立証が必要であること、②「金銭賠償の不十分性」及び③「双方の苦難の比較」については、①の要素が肯定されると、肯定される裁判例が多いこと、④「公益が害される」については、医薬品の差止により医薬品の選択肢をなくすだけでは、公益を害するとの証明には不十分であること、4要件のすべてについて検討すべきこと等の裁判例等が紹介されている。これによれば、PAEなどによる差止請求は、①のテストを満たさないため棄却されることが多いが、競業会社同士の特許権侵害訴訟などでは、上記4要素テストの立証がなされれば、差止請求が認められることが多いものと推測される。

(2) 2006年の同最高裁判決後の米国の特許権侵害訴訟の件数は、下記表⁽⁷⁾のとおりであり、同判決後も米国の特許権侵害訴訟の数は上昇し、2013年には、6000件を超えており、PAEによる特許訴訟の数も減少していないことは興味深い。

ただし、2016年から侵害訴訟の数が減少傾向になり、2019年度には、3500件程度に落ち着いている。その中で

も、PAEによる訴訟が依然として多いのは、侵害の場合には、差止請求が認められなくとも、比較的高額の損害賠償請求が認められるためと考えられる。



上記表の引用元：米国知的財産システムの現状分析 76 頁（2020 年 6 月 1 日 JETRO New York 柳澤智也）

わが国では、特許権に基づく差止請求権は、特許法上認められた「権利」であり、差止請求が原則として認められるのに対し、英米法系では差止めがもともと衡平法上の救済であるため、4 要素テストの立証が必要となる。もっとも、各国の制度を比較する場合は、各国の特許制度全体を見ること、特に差止請求と損害賠償及び裁判に掛かるコストと時間並びに陪審制の有無、さらには証拠収集などの制度の全体を理解した上で、比較をすることが必要であり、米国では差止請求以外にも高額な損害賠償や三倍賠償等の制度があり、これらが侵害抑止手段となっていることには留意する必要がある⁽⁸⁾。

2. 2 英国

英国では英国特許法第 61 条第 1 項に差止命令の規定があるが、特許権侵害が主張立証された場合においても、差止命令は衡平法上の救済であり、裁判所は、特許権者と相手方が被る不利益を比較検討した上で（proportionality の判断）、その裁量により差止を認めるかどうかを判断する⁽⁹⁾。

2. 3 ドイツ

ドイツでは、2021 年改正前のドイツ特許法 139 条 1 項によれば、日本と同様に、特許権侵害があれば原則として差止請求が認められていた。すなわち、権利の濫用となる場合には、ドイツ民法 242 条に基づき制限される可能性があるが、実際の裁判において、日本と同様に、権利の濫用法理により、差止請求権の行使が制限されることはほとんどなかったようである。ただし、後記のとおり、FRAND 宣言をした標準必須特許の場合は、その例外であり、ドイツの裁判所においても、EU 司法裁判所（CJEU）が 2015 年 7 月に Huawei vs ZTE 事件で示した判断基準により、同年同月以降は、差止請求の可否が決定される。すなわち、同判決は、標準必須特許権者による差止請求権の行使が、EU 競争法条約（TFEU）102 条の優越的地位の濫用に当たるかどうかを法的基準として判断すること、具体的には、標準必須特許権者が、訴えの提起前に警告し、FRAND 条件によるライセンス契約締結の意思を表明した後、書面により、ライセンス条件、特にライセンス料及びその算定根拠を提示しなければ優越的地位の

濫用に当たること、これに対し、相手方も誠実で真摯な対応をしなければならず、書面により直ちに具体的なライセンス料等の対案を示さなければ差止請求が認められる可能性があること、相手方は、過去分の標準必須特許の使用料を銀行保証等の担保に供する必要があること、標準必須特許権者は、相手方の対案提示後もライセンス契約の締結に至らない場合には、裁判所に対し、ライセンス料等を決定するように求めることができること、相手方は、ライセンス契約の協議と並行して特許の有効性及び必須性について争うことができることを判示した。

もっとも、ドイツでは、標準必須特許による特許権侵害訴訟において、ドイツを代表する自動車メーカーに対し、製造販売の差止命令が出されることがあった。ドイツの自動車産業は、ドイツの産業の要でもあるため、一つの特許権の侵害により、ドイツにおける自動車の製造が差し止められることが、ドイツの国益に沿うものであるかとの議論が生じたようであり、ドイツにおいても、差止請求権を制限することが連邦議会で議論されるようになった。

その結果、2021年8月に、ドイツ特許法第139条1項が改正されて⁽¹⁰⁾、差止請求権の行使について、下記の文言が追加された。

「差止めの請求は、その主張が、個々の事案の特段の事情及び信義則に基づき、侵害者若しくは第三者にとって衡平を欠き、排他権により正当とは認められない損害をもたらす限りにおいて、制限される。この場合、侵害された者に合理的な金銭的補填を与える。第2項の損害賠償請求はこれにより影響を受けない。」⁽¹¹⁾

この改正の経緯の概要及び改正法の趣旨について、注10の高橋論文を参考にして、詳しくみてみたい（なお、ドイツ語の原文は、前掲高橋論文の注に掲載されているので参照されたい。また、ドイツ語の翻訳については、原則として同論文の翻訳をそのまま引用する。）。

(1) 当初の政府案は、「差止めの請求は、その主張が、個々の事案の特段の事情により、侵害者若しくは第三者にとって衡平を欠き、排他権により正当とは認められない著しい損害をもたらす限りにおいて、制限される。この場合、侵害された者はそれが合理的である限り金銭的補填を要求できる。第2項の損害賠償請求はこれにより影響を受けない。」であった。

(2) 上記政府案に対し、連邦参議院から、「特許法139条及び実用新案法24条で検討されている衡平の抗弁の文案を連邦最高裁の熱交換器事件の判決に合わせることを申し出る。これにより、当初案が目指していたように、すでに確立した最高裁判例を成文化したに過ぎなくなる。」との意見勧告が提出され、上記政府案の「特段の事情により」が「特段の事情及び信義則に基づき」と変更されて、前記のような最終の条文となった。(3) 2016年の熱交換器事件のドイツ連邦最高裁判決は、「通常、移行措置や除去措置に必要な期間を埋めるために設けられる猶予期間の付与は (Teplitzky/Feddersen、競争法上の請求権と手続き、11版、57章、Rn. 17 mwN)、特定のケースにおいて、特許権者の差止請求権の即時執行が、侵害者に対して特許権の排他的権利によって正当化されない不相応な厳しさをもたらす、そのため信義に反する場合には、必要とされることがある。」と判示していた⁽¹²⁾。この最高裁判決は、差止請求の即時執行に猶予期間を設ける趣旨の判決である。

(4) 前記の改正された条文の趣旨を正確に理解するために、連邦議会の決議理由を参照する。決議理由としては、①「差止請求権が例外的に特許権侵害において制限され得ることを明文化した第3文に、信義則の明確な考慮が追加された。これによって、差止請求権を制限するための正当とは認められない損害があるのか否かの問いを評価するにあたって、特許権者が当然に有する利益をも含めて全体的な比較考量が求められることが明確になった。」、②「第4文の修正に伴い、差止請求権が特許権侵害にあたって例外的に制限された場合のための特許権侵害者に対する侵害の補償請求は、強制的なものになった。」等が挙げられている⁽¹³⁾。

今回のドイツ特許法139条の改正案は、「差止めの請求は、…個々の事案の特段の事情及び信義則に基づき、侵害者若しくは第三者にとって衡平を欠き、排他権により正当とは認められない損害をもたらす限りにおいて、制限される。この場合、侵害された者に合理的な金銭的補填を与える。」というものである。もっとも、条文上は、「制限される」とあるのみであり、どのような制限がなされるか、英米法における差止請求権の制限のような永続的な制限も含まれるのかについて条文上は明らかではない。

上記の連邦最高裁判決によれば、設計変更等の措置に必要な期間、差止請求の執行を猶予し、その期間について、補償金請求を認めること、及び、この補償金の支払いは、損害賠償請求には影響しない、というものであり、

連邦参議院の上記②の意見勧告もこの趣旨の「制限」を意見勧告している。

そこで、この点を確認するために、政府案の立法理由も確認してみる。

立法理由（総論）としては、「有効な特許権は、特許権侵害があった際、侵害された者が侵害者に対して侵害の差止請求権を有することを認めている。最高裁判決によると…、侵害された者の差止請求の行使が、特許権侵害に対する特許権者の利益を考慮してもなお、衡平を欠く不利益をもたらし、そのため、信義に反する限り、法的な差止命令は発せられないことはなお有効である。そのため、ドイツ法の法的枠組みは、特許権侵害にあたって差止請求が衡平かの判断を、すでに今日、可能としている。…このような背景により、欧州指令 2004/48/EG 3 条 2 項に整合させて 139 条 1 項の追加を提案することで、特許権の差止請求の履行が個々の事案で例外的に衡平を欠くことがあり得ることを明確にしようとした。但し、139 条において衡平の原則を明確に考慮するとしても、特許権を弱める結果となつてはならない。今後も強力な差止請求は、ドイツ産業のための特許権の行使のために放棄されることはない。そのため、最高裁判決に示されているように、差止請求の制限はあくまで特別な場合の例外規定である。」⁽¹⁴⁾。というものである。また、同改正理由（各論）は、「提案されている特許法 139 条の明確化は個々の事案において（一時的に）差止請求を制限し得るに過ぎない。それ故、差止請求の制限は、個々の事案の成り立ちに応じて強制実施権よりも弱い効果を奏し、これによって、特に時間的に制限された使い切りのための猶予期間若しくは設計変更のための猶予期間を用いて、第三者の利益を考慮する際に個々の判断を可能とする。」⁽¹⁵⁾というものである。

上記の改正理由は、一時的な差止の説明である。しかし、政府案の立法理由（各論）には、「差止請求の永続的な制限は、非常な稀な特別な事情にある極端な事案の状況においてのみ考慮される」との記載があり⁽¹⁶⁾、特別な例外的な事情がある場合には、差止請求が永続的に制限されることもあることも明記されている。

以上によれば、ドイツの改正特許法は、英米法における、裁判官の裁量による衡平法上の救済という考え方とは、相当に異なるものといえるが、単なる一時的差止のみならず、特別な事情がある場合には、差止の永続的制限もあるものと規定していると解される。ただし、どのような場合が「特別な例外的な事情がある場合」に該当するかは、今後の裁判例を見てみないと不明である。

2. 4 中国

中国特許法上、差止請求権について制限する規定はないが、最高人民法院による司法解釈⁽¹⁷⁾26 条によれば、人民法院は、国の利益、公共の利益の見地から、被告に被疑侵害行為の差止めを命じる判決を下さず、相応の合理的費用を支払うよう命じる判決を下すことができるとされている⁽¹⁸⁾。

2. 5 小括

以上のとおり、主要諸外国においては、英米法においては判例法により特許権侵害による差止請求が、裁判官の裁量による衡平法上の救済であり、米国では 4 要素テストをクリアしない場合には、これが制限され、差止請求は認められない。ドイツや中国では、原則として差止請求が認められるが、特許法の明文により、一定の場合に例外的に、あるいは、一時的にこれが制限されることが理解される。

なお、標準必須特許権に基づく差止請求については、日本においては、後記 3.2 のアップル・サムスン大合議決定があり、EU 諸国については、前記の EU 司法裁判所の判決とそれに続く各国の判決があるため、差止請求については、これらの判決に基づき、差止請求が判断される。

3. 日本における裁判例

日本の特許法 100 条に基づく差止請求権について一般的な制限規定はなく、その制限については民法上の権利濫用法理等に委ねられることになる。

我が国において、通常の特許権侵害訴訟において、客観的に特許権の侵害を認めながら、差止請求権について制限した裁判例は極めて少ないが、その例外のうち、代表的なものとしては、キルビー事件最判と標準必須特許に関するアップル・サムスン大合議決定がある。

3. 1 キルビー事件最判

最三小判平 12 年 4 月 11 日（民集 54 卷 4 号 1368 頁、キルビー事件）は、「特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない。」旨を判決した。

この判決については、「画期的な判示」⁽¹⁹⁾等のコメントがあるように、当時の裁判実務においては、特許の無効は、対世的無効であるため、無効審判と審決取消訴訟において判断されるものであり、侵害訴訟においては、特許の無効は判断しないという原則が貫かれていた。ドイツでは、現在でも、同様に侵害訴訟と特許の無効訴訟を峻別しているが、英米法では、侵害訴訟において、特許の無効を争い得る法制度となっている。日本の特許法は、ドイツ法の影響が強かったため、侵害訴訟で特許の無効を判断することは長年にわたり避けられてきた。そのため、日本の実務では、無効理由がある特許の侵害訴訟では、クレームの限定解釈をするなどして、紛争解決の妥当性が図られてきたが、キルビー最判により、侵害訴訟の実務が大きく変わった。すなわち、キルビー最判後は、侵害訴訟において、クレーム解釈のみが主たる争点だったものが、これに加え特許の無効が二大争点となることが通例となった。また、キルビー最判は、特許権侵害訴訟においても、権利濫用法理を適用することができることを明示した最高裁判決として評価できる。

キルビー最判後は、平成 16 年改正法で、特許法 104 条の 3 の無効の抗弁の規定が新設されたことは周知のとおりであるが、キルビー最判までは、侵害訴訟の実務では、特許無効の判断をすることがなく、明らかに無効な特許でも、それに基づく請求を権利の濫用であるとは判断しなかったことは、特許の無効は無効審判で判断するとの制度的理由もあったためともいえるが、侵害訴訟の実務においては、侵害訴訟を担当する裁判官において権利の濫用法理を認めることが、かなり高いハードルであったことも、その一つの理由であろう。

3. 2 アップル・サムスン大合議決定

FRAND 宣言がなされた標準必須特許の権利者による差止請求については、アップル・サムスン大合議決定により、一定の解決をみた。同決定は、「必須宣言特許を保有する者は、UMTS 規格を実施する者のかかる期待を背景に、UMTS 規格の一部となった本件特許を含む特許権が全世界の多数の事業者等によって幅広く利用され、それに応じて、UMTS 規格の一部とならなければ到底得られなかったであろう規模のライセンス料収入が得られるという利益を得ることができる。また、原告人による本件 FRAND 宣言を含めて ETSI の IPR ポリシーの要求する FRAND 宣言をした者については、自らの意思で取消不能なライセンスを FRAND 条件で許諾する用意がある旨を宣言しているのであるから、FRAND 条件での対価が得られる限りにおいては、差止請求権を行使することによってその独占状態が維持できることはそもそも期待していないものと認められ、かかる者について差止請求権の行使を認め独占状態を保護する必要性は高くないといえる。

相手方を含めて UMTS 規格を実装した製品を製造、販売等しようとする者においては、UMTS 規格を実装しようとする限り、本件特許を実施しない選択肢はなく、代替的技術の採用や設計変更は不可能である。そのため、本件特許権による差止請求が無限定に認められる場合には、差止めによって発生する損害を避けるために、FRAND 条件から離れた高額なライセンス料の支払や著しく不利益なライセンス条件に応じざるを得なくなり、あるいは事業自体をあきらめざるを得なくなる可能性がある。また、UMTS 規格には、極めて多数の特許権が多くの人によって保有されており…、これらの多くの者の極めて多数の特許権について、逐一、必須性を確認した上で事前に利用許諾を受けることは著しく困難であると考えられ、必須宣言特許による差止請求を無限定に認める場合には、事実上 UMTS 規格の採用が不可能となるものと想定される。以上のような事態の発生を許すことは、UMTS 規格の普及を阻害することとなり、通信規格の統一と普及を目指した ETSI の IPR ポリシーの目的に反することになるし、通信規格の統一と普及によって社会一般が得られるはずであった各種の便益が享受できない結果ともなる。必須宣言特許について FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有する者に対し、FRAND 宣言をしている者による特許権に基づく差止請求権の行使を許すことは、相当ではない。」としつつ、「他面において、UMTS 規格に準拠した製品を製造、販売する者が、FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有しない場合には、かかる者に

対する差止めは許されると解すべきである。」「以上を総合すれば、本件 FRAND 宣言をしている原告人による本件特許権に基づく差止請求権の行使については、相手方において、原告人が本件 FRAND 宣言をしたことに加えて、相手方が FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有する者であることの主張立証に成功した場合には、権利の濫用（民法 1 条 3 項）に当たり許されないと解される。」と判示している。

同決定は、標準必須特許によるホールドアップ問題を考慮し、フェアで合理的な非差別的な実施料でライセンスすることを宣言（FRAND 宣言）している標準必須特許権者による差止請求権の行使について、同宣言をしながら、FRAND 料率でライセンスを受ける意思を有する者に対し、侵害訴訟で差止を求めることは権利の濫用に当たると判断した。

この決定は、FRAND 宣言をしている特許権者は、FRAND 宣言に従って行動するべきであり、FRAND 宣言をしながら、正当な交渉手続きを経ずに差止請求をするのは、権利の濫用になると判断した。これは、FRAND 宣言をした標準必須特許に関する判示であるとはいえ、特許権に基づく差止請求について、FRAND 宣言に基づくライセンスをすべき義務を有する特許権者側の事情と、標準必須特許を実施しなければ事業の遂行が困難になる実施者側の事情を比較考量し、誠実にライセンス交渉をし、特許を受ける意思を有する者と認められる場合には、特許権侵害が認められても、差止請求を認めることはできないものと判断したものであり、特許権者と実施者との双方の客観的事情を考慮した結果、権利濫用法理の適用を認めたものとして、画期的な決定といえよう。

この決定については、FRAND 宣言をした標準必須特許に限定されるものであると解するのが通常であるけれども、この決定をより上位概念で解釈すれば、特許権者と実施者の双方の客観的事情を比較衡量して、特許権の差止請求権の行使が権利濫用法理により制限される場合があることを認めた判決の一類型として評価すべきであろう。

したがって、特許法において、差止請求を権利濫用法理により制限する規定を設ける場合は、この大合議決定を一類型として包含する規定を設けるべきであろう。

3. 3 Cu-Ni-Si 系合金事件（東京地判平成 27 年 1 月 22 日・平成 24 年（ワ）第 15621 号・裁判所ウェブサイト）

同事件は、数値限定発明において、被告製品のうち一部のサンプルについては当該数値限定に係る構成要件を充足するが、その他の合金については当該構成要件を充足しない、という事例において、差止請求を棄却した事案である。

本判決は、「被告の製品において、たまたま構成要件 D を充足する X 線ランダム強度比の極大値が測定されたとして、当該製品全体の製造、販売等を差し止めると、構成要件を充足しない部分まで差し止めてしまうことになるおそれがあるし、…結局のところ、被告としては、当該製品全体の製造、販売等を中止せざるを得ないことになる。そして、構成要件 D を充足する被告合金 1 及び 2 が製造される蓋然性が高いとはいえないにせよ、…に照らすと、本件で、原告が特定した被告各製品について差止めを認めると、過剰な差止めとなるおそれを内包するものといわざるを得ない。」とした上で、「これらの事情を総合考慮すると、本件において、原告が特定した被告各製品の差止めを認めることはできないというべきである。」としている。

本判決は、被告製品のごく一部の侵害を理由として、被告製品の全体の差止を認めることによる被告の不利益が大きいこと、被告による構成要件を充足する製品を製造する蓋然性が高くないこと等から、当事者間の衡平を根拠に差止請求を否定したものであり、権利濫用法理を認めた裁判例と一応理解できる。

3. 4 写真で見る首里城事件（那覇地判平成 20 年 9 月 24 日・平成 19 年（ワ）第 347 号）

同事件は、特許権ではなく、著作権に関する事例ではあるが、参考となるため紹介する。

同事件は、被告らのうち 1 社の元従業員である原告が、自らが撮影した各写真が掲載された写真集を被告らが販売していることについて、複製、販売の差止及び損害賠償請求を求めた事案である。裁判所は、原告が請求の根拠とする写真のうちの 1 点について複製権等及び氏名表示権侵害を認め、損害賠償請求の一部を認容したが、差止請求については、掲載した写真の点数が延べ 177 点（イラスト等 3 点を含む。）であるのに比して、侵害の写真の 1 点が極小さい割合を占めているにすぎないものであることなどから、原告の不利益に比して差止を認めることによ

る被告の不利益が大きいこと、書籍全体に占める著作物の割合の地位が小さいこと、問題となっている著作物が掲載されるに至った経緯、将来における侵害の可能性が小さいことを総合考慮して、差止請求についてのみ民法上の権利濫用法理を適用したものである⁽²⁰⁾。

3. 5 小括

以上のとおり、従来の裁判例においては、FRAND 宣言がなされた標準必須特許権の行使が問題となる事例、ごく一部の被告製品のみが侵害となる事例等、一定の類型化された事例において差止請求を否定した事案が存在するものの、その数は極めて少ない。筆者の裁判官の頃の実務感覚としても、侵害訴訟において、特許権侵害が認められる場合においては、民法の権利濫用法理を適用して差止請求を否定することはかなりハードルが高かったと認識している。

もっとも、アップル・サムスン大合議決定は、FRAND 宣言をした標準必須特許という特定の類型については、FRAND 条件でライセンスを受ける意思のある実施者に対しては、権利濫用法理により差止請求を制限するのが相当であると判断したものである。このことからすると、標準必須特許以外の類型においても、特許権者と実施者の利益を比較衡量して、権利濫用法理により差止請求を制限することが必要な類型については、特許法上、これを制限することは許容されると解される。これを前提として、4 項において個別類型について検討する。必要な類型については、差止請求の制限について何らかの立法をし、権利濫用法理の適用について、その実務上の基準をより明確にして、裁判所が、今後予想される類型の各事案について、適切な判断をすることができるようにする必要があると思料される。

4. 個別類型についての検討⁽²¹⁾

4. 1 PAE (Patent Assertion Entity : NPE) による差止請求について

PAE は、自らは製品の製造、販売を実施せず、ライセンス料や損害賠償金を得ることを目的とする権利主体である。

このような PAE による差止請求については、発明のインセンティブに見合わない高額なライセンス料を請求するための武器として用いられるものであり、特許発明を実施していない PAE にとっては、第三者による実施を差し止める必要性が高いとはいえない（むしろ、第三者による実施の売上が継続的に増加すれば、PAE が受領する損害賠償額が増えるとの関係にある。）。そして、差止請求を認めると、対象製品の実施主体が受ける損害は重大である。そのため、PAE による差止請求は、「発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与する」（特許法 1 条）という特許法の目的に照らし、相当とは言えないから、権利濫用法理により制限されるべき類型であると考えられる。

なお、米国においては、前記統計のとおり、2006 年の eBay 最高裁判決後、PAE による差止請求は困難になったと解されるけれども、その訴訟件数は、2015 年ころまで、増加している。このことからしても、PAE にとっては、差止請求ではなく、より高額の損害賠償を受けることが侵害訴訟の重要な目的であることが明らかである。また、日本においては、米国におけるほど PAE ないしパテントトロールによる問題は顕在化していないとの指摘もあるが、特許権侵害が認められる事例について、PAE による差止請求が認容されれば、今後、この問題が顕在化するであろう。

4. 2 権利者の受ける利益が、実施者の被る不利益と比較してごく僅かである場合

近時、①技術の高度化に伴い、スマートフォン等の高度の電子デバイス等については、数千、数万という膨大な数の特許発明が実施されているといわれている。また、② AI・IoT 技術の進歩に伴い、自動車と通信技術など、異なる業種間での技術の融合がなされるようになってきている。さらには、③対象製品又は対象方法の実施のうち、ごく少ない割合で、特許権侵害が生じているという場合も考えられる。

上記①の場合については、膨大な数の特許発明が実施されている製品が、既に市場に広く出回っているにもかかわらず、製品に対する貢献度の低い特許に抵触する場合、これに基づく差止請求がなされると既に多額の投資をし

ているにもかかわらず技術の迂回に相当なコストを要することから、極めて不均衡なライセンス交渉を余儀なくされることになろう。このような事例においては、侵害行為により特許権者が被る不利益と差止請求を受ける側の不利益が著しく均衡を欠くものであって、産業の発達に寄与するとの特許法の目的からみても、権利濫用法理により差止請求権を制限すべき場合があり得るのであり、このような場合は、差止請求まで認めなくとも、適正額の損害賠償請求だけで充分なことが多いと解される。

上記②については、特許を巡る紛争については、従来のように、同業者間で互いの特許出願をチェックし、他社特許を侵害しないように注意するという慣行だけでは足りず、異なる業界の特許のチェックをする必要性も生じているが、実際問題として、異なる業界の特許出願を継続してチェックするというのは、各企業の負担が大きくなりすぎ、全体として産業の発達を阻害するとの問題が生じている（例えば、自動車のメーカーに5Gの通信技術特許をチェックさせ、自動車に使用する部品が同特許を侵害しているか否かをチェックさせるのは、合理的なシステムとはいえない）。このように、技術の融合との問題を考慮すると、同業者間で互いの特許出願を検討し、新製品を市場に出していくとの従来の慣行だけでは、異業者の特許の侵害の可能性を防止することはできないとの状況がある。そして、上記②の場合、異業種間では、出願される多数の特許をチェックすることは無理であり、また、クロスライセンスによる解決も困難であるため、差止請求がなされると、事業の継続に重大な支障が生じる。

もっとも、通信技術特許は、FRAND宣言をした標準必須特許が多いため、アップル・サムスン大合議決定により、合理的な条件でライセンスを受ける意思がある者に対しては、権利濫用法理が適用されることが多いとはいえる。しかし、FRAND宣言をしていない標準必須特許による差止請求訴訟が生じた場合には、前記大合議決定の適用外と解されるため、権利濫用法理の適用を検討する必要がある。

また、上記③の場合も、実施行為のうち、特許権侵害が例外的な割合で生じる場合、特許権者側が差止請求を認められないことによる不利益（侵害の蓋然性の低さ）と、対象製品又は対象方法全体の差止請求を受ける側の不利益の不均衡に鑑みて差止請求を権利濫用法理で制限する必要がある場合が生じると解される。前掲・Cu-Ni-Si系合金事件判決は、上記③のような類型の事案の参考になるように思われる。

5. 立法の必要性及び方向性

5. 1 立法の必要性及び方向性について

特許権侵害訴訟における差止請求権は、他の権利と比較して極めて強力なものであるため、このような差止請求を制限すべきケースが、例外的ではあるが典型的に存在することを否定できないことは、上記4で述べたとおりである。これに加え、前記のとおり、我が国においては、通常の特許権侵害訴訟において、権利濫用法理を適用して差止請求を制限した裁判例は極めて少なく、これは、裁判所が民法の一般原則である権利濫用法理を適用することのハードルの高さを反映するものと思われる。

この状況を解決し、特許権に基づく適正な権利行使を導き、産業の発達に資するためには、特許権に基づく差止請求についても、侵害行為により特許権者が被っている不利益を考慮しても、差止請求を認めることにより実施者が被る不利益が著しく大きいこと、及び、実施者が侵害行為に至った経緯を総合的に比較衡量して、特許権者の差止請求権の行使が排他的実施権の行使として正当と認められない場合には、権利濫用法理が適用され得ることを明確にすることが望ましい。

立法化に当たっては、具体的には、①PAE（NPE・非実施主体）による差止請求、②FRAND条件でライセンスを受ける意思のある者に対する標準必須特許に基づく差止請求（FRAND宣言をしていない標準必須特許も含む）、③多数の特許が実施されている技術的に高度な精密製品に対する、寄与度の低い特許に基づく差止請求、④同一の対象製品又は対象方法全体のうち、極めて少ない割合が侵害となる場合における、対象製品又は対象方法の全体に対する差止請求等を、差止請求が制限される例として例示列挙した上で、「侵害行為により特許権者が被っている不利益を考慮しても、差止により実施者が被る不利益が著しく大きいこと、及び実施者が侵害行為に至った経緯を総合的に比較衡量して、差止請求権の行使が排他的実施権の行使として正当と認められない場合には、差止請求を制限することができる」等の立法をするがこと検討される。

なお、一般的な規定だけでは、権利濫用法理の適用基準が不明確となるため、上記のような例示規定はあった方が望ましいと解される。

また、上記規定は、FRAND 宣言をした標準必須特許に基づく差止請求について権利濫用を認めたアップル・サムスン大合議決定を包含する規定であるべきであろう。

さらに、実施者が侵害行為に至った経緯が、故意又は重過失が認められるような場合には、権利濫用法理が認められるべきではないという意味で、侵害行為に至った経緯も総合的に考慮されるべきであろう。

なお、特許庁の報告書によれば⁽²²⁾、パテントトロールとは、①特許発明のための研究開発を実施しない、②他社から特許権を取得する、③ (a) 不適切なライセンス料を目的として権利行使を行う、又は、(b) 権利行使を乱発する、④製造販売等の事業をしておらず、権利行使により得られるライセンス料等を主な収益源とする、との要素をすべて満たすものとされているが、PAE (ないし NPE) の定義としては、上記①、②、④だけで十分であろう。

また、産業構造審議会知的財産分科会第 36 回特許制度小委員会 (令和 2 年 2 月 24 日) の日本弁理士会プレゼンテーション資料 11 頁では、①完成品全体への特許権の貢献度合いの大小、②特許権の標準規格必須性、③特許権者の実施の有無・程度、④侵害により特許権者に生じる損害額の大小・損害賠償での回復可能性、⑤特許権者の権利行使の主観的態様、⑥差止により侵害者に生じる不利益の大小、⑦侵害者の主観的態様が考慮要素として挙げられている。これらの考慮要素は参考にはなるけれども、これらの考慮要素を単に列挙するだけではわかりにくいいため、権利濫用法理が適用され得る前記各類型を例示列挙する方が、条文としてはわかりやすいと思われる。

5. 2 米独との比較について

eBay 米国最高裁判決の 4 要素テストは、前記のとおり、①「回復し難い損害」についての立証を特許権者に求めており、これは差止請求権が衡平法上の救済であることを前提とする考え方であるから、この考え方は、原則として特許権者には、差止請求権 (排他的実施権) が存在し、例外的に権利濫用法理が適用される一定の場合に、差止請求権が否定されるとの我が国の特許法には、適合しないと考えられる (ただし、eBay 判決の第 1 要素ないし第 3 要素は、立証責任が特許権者にあることを除いて考慮すれば、参考になると解される。)

ドイツ特許法 139 条は、「差止めの請求は、その主張が、個々の事案の特段の事情及び信義則に基づき、侵害者若しくは第三者にとって衡平を欠き、排他権により正当とは認められない損害をもたらす限りにおいて、制限される。」との規定であり、日本の特許法との整合性はより高いと解される。もっとも、ドイツ特許法 139 条の解釈は、その立法経過によれば、一時的な差止の制限であり、差止が永続的に制限されるのは、「非常に稀な特別な事情にある極端な事案の状況においてのみ考慮される」との制限的なものであるところ、このような制限的すぎる立法ないし解釈は、差止請求権が制限されるべき場合についての前記分析からすると、やや柔軟性に欠けるものといえよう。ただし、条文の上記規定自体は、日本の特許法と整合する規定であると解される。すなわち、条文としては同じようなものになるとしても、その解釈や運用は、各類型の例示列挙によりドイツとは異なるものになると解される。

また、ドイツ特許法のように、代償として金銭的補償を規定すべきとの立法は不要と考える。これはドイツ連邦最高裁の判決に基づく考え方であること、権利濫用論により差止請求を認めない場合には、損害賠償のほかに、金銭補償が必要とするドイツ法の考え方は、我が国の権利濫用論には馴染まないと考えられること、アップル・サムスン大合議決定と同日に言い渡された大合議判決でも、損害賠償請求を認めているが、同大合議決定により差止請求権を否定したことによる金銭補償を認めてはいないことからすれば、このような金銭補償を認める立法は不要であり、特許権侵害に対する適正な損害賠償請求のみが認められると解すべきであろう。

6. まとめ

以上によれば、① PAE (NPE・非実施主体) による差止請求、② FRAND 条件でライセンスを受ける意思のある者に対する標準必須特許に基づく差止請求 (FRAND 宣言をしていない標準必須特許も含む)、③ 技術の高度化に伴い、数千、数万という膨大な数の特許発明が使用されている技術的に高度かつ複雑な製品等について、貢献度

の低い特許に基づく差止請求、④同一の対象製品又は対象方法全体のうち、極めて少ない割合が侵害となる場合における、対象製品又は対象方法の全体に対する差止請求等の類型を、差止請求が制限される例として例示列挙した上で、「侵害行為により特許権者が被っている不利益と比較して、差止により実施者が被る不利益が著しく大きいこと、及び実施者が侵害行為に至った経緯を総合的に比較衡量して、差止請求権の行使が排他的実施権の行使として正当と認められない場合には、差止請求を制限することができる」等の立法をするがこと検討されるべきである。

前記のとおり、これは条文としては、ドイツ特許法 139 条本文と似たものとなるが、その解釈としては、ドイツ連邦最高裁判決とは異なり、原則として認められる差止請求権の行使が、双方の状況を比較衡量して、特許権の排他的実施権の行使として、正当とはいえない場合には、権利の濫用として、差止請求が終局的に制限される、というものになろう。

これに対しては、差止請求権の制限を明文化することは特許権の弱体化につながり、ライセンス交渉にも影響が出るとの懸念や、考慮要素を明文化することにより、かえって権利濫用が認められる幅が狭まるとの指摘もある。

しかしながら、上記のような立法は、特許権に基づく差止請求に民法上の権利濫用法理が適用され得るという現行法の解釈を明確にするものであり、差止請求が認められるのが原則であり、制限されるのはあくまで差止請求が正当化されない例外的な事情がある場合にとどまることからすると、特許権が直ちに弱体化するということにはならないと解される。また、差止請求権の制限に権利濫用法理が適用される場合を、より具体的に明確にしたものであることからすれば、特許権が弱体化するとの誤解も生じることはなく、ライセンス交渉への悪影響も最小限にとどめられると解される。

また、差止請求権について権利濫用法理が適用される規定を明示することは、全体として、特許権を弱める方向ではなく、訴えの提起等の特許権の行使をよりスムーズにし、裁判所の判断がよりプロパテントになるとの結果も導き得る。すなわち、裁判官は、常に結論の合理性、妥当性を求めており、特に販売額が大きい製品を対象とする大型の特許権侵害訴訟等においては、差止請求権の行使による産業への影響が大きいため、侵害及び特許の有効性について、特許権者に対しより明確な立証を求める傾向がある。また、貢献度の少ない特許により多数の特許が実施されている販売額が大きい複雑な対象製品を差し止めるとの結論のバランスが悪いために、裁判官が特許権侵害との結論を導き出す過程において、クレーム解釈や無効の抗弁の複雑かつ微妙な争点に関する判断において、無意識に慎重になりすぎ、特許権侵害を否定する方向に判断する場合もあるかもしれない。これに対し、一定の場合に差止を制限すべき場合があることを明文化すると、特許権侵害を認めても、事案によっては金銭的な賠償だけの問題となるため、裁判所も、特許権侵害の判断において、慎重になり過ぎず、複雑かつ微妙な争点について、より積極的なプロパテントな判断をするケースが増える可能性もある。そして、差止請求権についてこれを制限する立法をしても、それは本来損害賠償請求だけでも十分に特許権者を救済できる場合を明記するだけであるから、直ちに特許権の効力を弱めることにならないと解される。

裁判所が民法の権利濫用法理を適用することのハードルの高さを考慮すると、このハードルを下げるためにも、立法により差止請求権の制限がされる場合をより明確にする規定を設けるべきであると思料される。特許権侵害が認められる場合について、差止請求及び損害賠償請求のみならず、損害賠償請求のみを認めるとの選択肢を与えることは、特許権の行使をよりスムーズにし、事案の適正妥当かつ柔軟な解決を導くうえで、望ましいことのように思える。

以上

(注)

(1) NPE (Non-Practicing Entity、非実施主体) やパテントトロールとも呼ばれることがある。

(2) 特許制度研究会「特許制度に関する論点整理について—特許制度研究会 報告書—」(2009年12月) 58~64頁、産業構造審議会知的財産政策部会「特許制度に関する法制的な課題について」(平成23年2月) 53~57頁、知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「知財紛争処理システム検討委員会知財紛争処理システムの機能強化に向けた方向性について —知的財産を活用したイノ

- バージョン創出の基盤の確立に向けて」43～45頁（平成28年3月）、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方—中間とりまとめ—」（令和2年7月）42～45頁、特許庁政策推進懇談会「特許庁政策推進懇談会 中間整理」（令和6年6月）66～69頁
- (3) 前掲「特許制度に関する論点整理について—特許制度研究会 報告書—」60頁
- (4) 日本のこれまでの裁判例の調査、海外の法制度の調査については、河合哲志弁護士の協力によるところが大きい。
- (5) 設楽隆一「特許権による差止請求権の行使と権利の濫用について」（『片山英二先生古稀記念論文集 ビジネスローの新しい流れ 知的財産法と倒産法の最新動向』251頁、青林書院、2020年11月）
- (6) 知財管理 Vol.69 No.9 2019 1194 頁以下
- (7) 米国知的財産システムの現状分析 76 頁 2020年6月1日 JETRO New York 知的財産部長柳澤智也
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2020/20200601.pdf
- (8) 玉井克哉「特許権はどこまで「権利」か—権利侵害の差止めに関するアメリカ特許法の新判例をめぐって—」（『特許』59巻9号 45頁、2006）58頁参照
- (9) 知財高裁等により開催された2015年4月の標準必須特許に基づく5か国模擬裁判において、英国の判事が、標準必須特許訴訟においても、proportionalityの考え方に基づいて、差止請求を認めるか否かを判断するとの考え方を示していた。ただし、標準必須特許による差止については、現在は、2015年7月のEU司法裁判所の判決がその判断基準となっている。
- (10) 改正の経緯につき、高橋弘史「ドイツ特許法第139条第1項の改正」（『特許』75巻1号112頁以下、2022年1月）参照。
- (11) 特許庁のドイツ特許法の訳によれば、「当該請求権が、個々の事件の特別な事情及び信義誠実要件により、侵害者又は第三者に対して、排他権によって正当化されない不均衡な困難をもたらすときは、当該請求権は排除される。この場合、被害者には相当の補償金が支給される。(2)の規定による補償の請求権は、これにより影響を受けない。」となっている
 (<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo.pdf>)。
- (12) この判決の翻訳は、前掲高橋の注13の判決原文をAI翻訳したものである。
- (13) 前掲高橋 114 頁右欄
- (14) 前掲高橋 115 頁左欄
- (15) 前掲高橋 116 頁左欄
- (16) 前掲高橋 115 頁右欄
- (17) 最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）（2016年4月1日施行）
- (18) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20160401_3.pdf
- (19) 高林龍「標準特許法」第8版138頁
- (20) なお、上記以外に、民法上の権利濫用法理により差止請求を否定した事件として、磁気テープおよびその製造方法、サーボライタ、ならびにサーボバンドの識別方法および装置事件（東京地判平成31年3月28日・平成28年（ワ）第21762号等）があるが、判決文のうち該当する箇所が多くが黒塗りになっているため、詳細は不明である（標準規格に関する特許ライセンス契約に関するようである）。
- (21) パテントコントロールや関係特殊的投資によるホールドアップ問題を含め、一般的な差止請求権の制限を認めるべきとする見解として、田村善之・清水紀子『特許法講義』（弘文堂、2024年）333～343頁参照。
- (22) 特許庁「パテント・コントロール対策等WG報告書（概要）」（知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合（第4回）資料3-4）

（原稿受領 2024.10.11）